

# 「神奈川 介護施設 + Safe 協議会」設置要綱

## 1 設置趣旨・目的

休業4日以上労働災害による死傷者数は、介護施設では増加傾向にあり、事故の型別で見ると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約7割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、腰痛や転倒による災害が全体の約7割を占めており、うち転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であるなど、腰痛や転倒による行動災害の中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、死傷者数を着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、構成員が社会福祉施設における課題を共有し、構成員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的とする。

## 2 実施事項

- (1) 構成員の取組に関する情報交換
- (2) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- (3) 構成員の取組目標等を定めた協定の締結
- (4) 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- (5) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- (6) 厚生労働省で実施予定のコンソーシアムへの参加・アワードへの応募

## 3 構成員

別紙のとおり

## 4 開催頻度

半期に1度程度（8月及び2月を目安に開催する。）

## 5 その他留意事項

その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。

付則 令和4年8月30日成立

令和5年2月8日改正